

# 「給水装置の構造及び材質の基準に関する省令の一部を改正する省令及び給水装置の構造及び材質の基準に係る試験の一部改正について」



「給水装置の構造及び材質の基準に関する省令」の一部を改正する省令及び「給水装置の構造及び材質の基準に係る試験」の一部を改正する件が平成 16 年 1 月 26 日に公布され、平成 16 年 4 月 1 日から施行されます。

## 改正内容

項目		水栓その他給水装置の末端に設置されている給水用具の浸出液に係る基準	給水装置の末端以外に設置されている給水用具の浸出液、又は給水管の浸出液に係る基準
新規	ホウ素	0.1mg/L 以下	1.0mg/L 以下
	1,4-ジオキサン	0.005mg/L 以下	0.05mg/L 以下
	アルミニウム	0.02mg/L 以下	0.2mg/L 以下
	非イオン界面活性剤	0.005mg/L 以下	0.02mg/L 以下
	有機物(全有機炭素(TOC)の量)	0.5mg/L 以下	5mg/L 以下
変更	ホルムアルデヒド	現行	0.05mg/L 以下
		改正	0.008mg/L 以下
	フェノール類	現行	0.005mg/L 以下
		改正	0.0005mg/L 以下
削除	1,1,1-トリクロロエタン	0.03mg/L 以下	0.3mg/L 以下
	有機物等 (過マンガン酸カリウム消費量)	1.0mg/L 以下	10mg/L 以下

給水装置省令における基準項目のうち、水質基準項目又は水質管理目標設定項目については、それらと同様の分析方法とし、それ以外の項目については答申に示された考え方に準じて分析方法が改正されました。

注意事項としては、以下の 3 点があります。

- ・ 有機物(全有機炭素(TOC)の量)については、平成 17 年 4 月 1 日からの施行とし、それまでの間は有機物等(過マンガン酸カリウム消費量)を基準項目とします。
- ・ パッキンを除く主要部品の材料としてゴム、ゴム化合物又は合成樹脂を使用している水栓その他給水装置の末端に設置されている給水用具の浸出液に係る基準については、当分の間フェノール類の基準値を従来のとおり 0.005mg/L とします。
- ・ 省令改正の際、現に設置されている、若しくは設置の工事が行われている給水装置又は現に建築の工事が行われている建築物に設置されるものについては、その給水装置の大規模改造の時まで改正後の規定適用が猶予されます。

資料:2004 年 2 月 9 日付 健水発第 0209003 号

環境技術箇所 坂田旭子

### 事業内容

- |                      |                       |
|----------------------|-----------------------|
| 1 環境管理に伴う調査・測定・化学分析  | 5 土壌汚染対策法に基づく土壌汚染状況調査 |
| 2 ダイオキシン類に係る濃度計量証明   | 6 労働衛生管理に伴う作業環境測定     |
| 3 ビル管理に伴う水質検査・空気環境測定 | 7 トータルサニテーション管理       |
| 4 水道法第 20 条に基づく水質検査  | 8 委託試験・研究・開発          |

